

かしょう たから づか し
(仮称)宝塚市

こ じょう れい あん いけんぼしゅう
ども 条 例 (案) 意見募集

こむ
ども向け



いけん かんそう おく
意見や感想を送ってください。

たからづかし こ げんき しあわ く
宝塚市では、子どもたちが元気に、そして幸せに暮らすことができるまちを
めざして、「(仮称)宝塚市子ども条例」という、市の“約束事”をつくる
ことに取り組んでいます。

こんかい やくそくごと あん み いけん かんそう
今回、その約束事の案ができましたのでみなさんに見てもらい、意見や感想
をいただきたいと考えています。今後、いろいろな意見をお聞きして、より
よい条例をつくりたいと考えています。

いけん かんそう ぼしゅうきかん
意見や感想の募集期間

へいせい ねん がついつち すい がつ にち もく
平成18年11月1日(水)から11月30日(木)まで

大人のみなさんへ

子ども条例づくりにあたって、たくさんのお子さんの意見や感想をいただき
たいと考えています。是非、お子さまと一緒に読んでください。

宝塚市健康福祉部こども室子育て支援課

書き方について

- 記入用紙に意見や感想を書いて、宝塚市健康福祉部こども室子育て支援課に提出してください。提出方法は、郵便、ファックスのほか、電子メールでも受け付けています。また、直接、市役所の子育て支援課や児童館にもって来てくださってもかまいません。なお、電話による受付は行ってありません。
- 学校で意見用紙を取りまとめている場合は、学校に提出してください。

いただいた意見などに対して、個別の回答はいたしません。意見の要点をまとめ、それに対する宝塚市の考え方とあわせて、市のホームページなどで発表します。意見などの要点を発表するとき、氏名は公表しませんが、学年などは紹介する場合があります。

記入用紙を直接子育て支援課にお持ちいただく場合、受付時間は平日の午前9時～午後5時15分までです。児童館にお持ちいただく場合は開館時間内としますが、開館時間は児童館によって異なりますので確認してください。

児童館名	開館時間
おおがたじどう 大型児童センター	第1・第3火曜日 午前9時～午後9時 （土・日曜は5時まで） 以外は開館
たかつかさじどうかん 高司児童館・安倉児童館 なかすじじどうかん 中筋児童館・御殿山児童館	月曜日～土曜日 （祝日は休み） 午前10時～午後5時
にしたにじどうかん 西谷児童館	火曜日～日曜日 （祝日は休み） 午前9時～午後9時

お問い合わせ、ご意見ご感想のあて先はこちらです。

〒665-8665 宝塚市東洋町1-1

宝塚市役所 健康福祉部 こども室 子育て支援課

電話番号 0797-77-2419 ファックス 0797-74-9948

Eメールアドレス fkosodate@city.takarazuka.lg.jp

ホームページ 市ホームページ (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/>) の

健康福祉部こども室子育て支援課のページからもダウンロードできます。

(仮称)宝塚市子ども条例の基本的な考え方

「子ども条例」って何？

- ・ 条例については、日本国憲法の第94条に、兵庫県や宝塚市などの地方公共団体は、「法律の範囲内で条例を制定することができる。」と規定されています。
 - ・ 条例とは、宝塚市民のための“約束事”です。
 - ・ (仮称)宝塚市子ども条例とは、宝塚市に住む子どもたちが元気に、そして幸せに暮らすことができるまちをめざしてつくる、市の約束事のことをいいます。
-
- ・ 人は誰もがかけがえのない存在として大切にされ、いろいろな考えを尊重されることが大切です。
 - ・ 日本も含めた世界のたくさんの国々が話し合っ決めて決めたものに、「子どもの権利条約」というものがあります。この条約の中で、18歳になるまでの子どもは、「元気で幸せに暮らせること」や「自分の考えや気持ちを素直に表せること」などが、子どもの権利として約束されています。
 - ・ 自分にある権利と同じように、他人にも権利がありますので、ぶつかり合う時には、お互いに尊重し合うことが大切であることを覚えておいてください。
-
- ・ 宝塚市では、市(行政)、家庭、学校等、地域、会社等そしてみなさん方子どもも含めて、社会全体が協力して、みんなで力を合わせて、子どもや子育てをしている家庭を応援していくための約束事を取り決めます。

目指しているのはこんな子ども条例です

子どもを取りまく環境を整えることについて総合的に定めます。

子どもを社会の一員として明確に位置づけます。

子どもと大人がどんな関係を築けばよいか、そのあり方を示します。

子どもの育成にたずさわる関係者の役割を明らかにします。

対象となる「子ども」

主には、0歳から18歳までの子どもとします。

条例の効果が及ぶ範囲

宝塚市(行政)のほか、子ども自身、家庭、子どもの育成にたずさわる関係者、関係機関、会社等や地域の住民全般にも及びます。

子ども条例に盛り込むべきこと

1 子どもと子どもを育てる家庭を支援しよう

・子どもを育てる家庭がゆとりを持って子育てしていけるように、身近な地域で親同士が交流できる機会や、さまざまな子育て支援のサービスを充実していくことが大切です。

・虐待を受けた子どもや家庭等に対しては、生活上の難しいことが解決されるように、市(行政)や関係機関、地域の人々が協力して支援していくことが必要です。

2 子どもが楽しく安心して学べる学校にしよう

・子どもは、学びや遊び等の様々な体験を通じて自分の個性を生かしながら、もっている力を十分にのばすことができます。

だから学校は、子どもがよりよく生きるために必要な学力や豊かな人間性を育み、誰もが楽しく、安心して過ごせる場づくりに努めます。

また、子どもが、学校に行きたくないとか、いじめで悩んでいる等、困ったことがある時は、解決に向けて、学校、家庭、地域の人々が協力して支援していくことが必要です。

3 子どもを見守り支える地域社会をつくる

・子どもをもっと身近に見守り支えるのは地域の人々です。子どもが元気に幸せに育っていけるように、また、犯罪等から子どもを見守り支えるための地域の人々の意識づくり、関係づくりをもっと進めていくことが大切です。

4 子どもが意見を表し、まちづくりや地域づくりに参加できるまちにしよう

・まちづくりや地域づくりに子どもの意見を反映するため、宝塚市では子ども議会等を実施しています。さらに、子どもも社会の一員として意見を表し、まちづくりや地域づくりに参加できるようなまちにしていけることが大切です。

5 子どもがいろいろな体験ができる機会や居場所をつくらう

・子どもの感性を育み、様々な可能性を引き出していくために、自然、社会、文化、芸術などいろいろな体験ができるような機会をもつことができる環境づくりが大切です。

・家庭や学校以外にも、地域で子どもたちが安全・安心に過ごし、活動できる居場所をつくるのが大切です。

・また、子どもたちが、自由な発想で、集団で活動したり、遊べるような機会を設けることが大切です。同じ年の子ども同士だけでなく、異なる年齢の子どもも交流できるような機会づくりも進めていく必要があります。

6 親や家庭の役割を確認しよう

・子どもは、家庭の中で愛されてこそ、自分を大切にでき、他人のことも認められるようになるはずです。親や家庭の役割の重要性を確認する必要があります。

7 子どもの役割を確認しよう

・子どもは、自分自身の権利が認められるには、他人の権利も認めることについて理解しておく必要があります。

・自然や社会体験等いろいろな体験の機会に参加するとともに、子どもも社会の一員として、まちづくりや地域づくりに参加していきることが必要です。

8 みんなで協力しよう

・子どもが元気に幸せに暮らせるまちをめざして、市（行政）や家庭、学校等、地域の人々、会社等がお互いの役割を確認して、みんなで協力して進めていく必要があります。